軍隊による災害救援に関する研究 -関東大震災を中心として-

村上 和彦

【要約】

関東大震災発災時において、災害救援は、制度としては確立していたものの、国内警備の一環であり本来の任務ではなく、社会的活動として捉えられていた。しかし、通信及び交通が一時的に完全に途絶し、多くの官公庁や地方官憲の機能が喪失した状況下、軍隊は、自身甚大な被害を受けつつも、本来戦闘を目的とした組織ながら、唯一自己完結性をもち継続的に活動できる組織として対処をした。軍隊は、世間一般からの評価を得る一方で、災害救援活動を通じて、将来への課題を認識していた。

はじめに

1923年(大正12年)9月1日(土)11時58分、正午前に発災した関東大震災は、首都直下型地震を含む3つの大地震、津波及び強風が影響した140箇所以上から発生した火災による複合的な大規模災害であった。被害は、東京府及び神奈川県を中心に、千葉、埼玉、静岡、山梨及び茨城各県の一府六県に及び、死者及び行方不明者約10万5千人、そのうち、家屋の倒壊によるもの約1万人、火災によるもの約9万人、津波によるもの約5千人であり、火災による被害が顕著であった。全壊全焼流出家屋は約30万戸、罹災者の総計は、当時の一府六県の人口の約30%にあたる約330万人にも上った。推定損害額は55億円であり、これは前年度の国の一般会計予算の約3.7倍に匹敵する1。首都災害救援を主管する内務省の本庁舎をはじめ、当時警察及び消防を併せて主管していた警視庁、大蔵省、逓信省、鉄道省等の官庁、神奈川県庁や横浜市役所、文化教育施設、鉄道港湾施設等が倒壊または焼失し、交通、電信・電話、新聞報道の機能も一時的に完全に喪失する等、首都は壊滅に近い状態になった。

この未曾有の国難に際して、政府は、勅令に基づき、非常徴発令や戒厳令の布告、政府 及び府県市が挙って救援に当たるための臨時震災救護事務局の設置をはじめ、様々な応急 施策を取る中、軍隊は、自身多くの施設を含め甚大な被害を受けながら、交通、通信等が 一時的に完全に途絶する状況に直面しつつ、治安維持だけではなく災害救援でも役割を果

¹ 太平洋戦争研究会編『図説関東大震災』(河出書房新社、2003年) 14頁。

たした。関東大震災は、近代日本で首都機能を壊滅状態にした唯一の大規模災害であり、 発災後約 90 年が経過しているが、軍隊が災害救援に果たした役割から、今後予期される 首都直下型地震を含む大規模災害に際して、より厳しい状況下で、防衛省・自衛隊が担う であろう役割を考察する上での歴史的示唆を得るものであると考える。

本稿では、関東大震災における軍隊による災害救援について、軍隊の被害状況、軍隊の 初動・全般経過・派遣規模、救援組織、救援活動、予備役等からなる在郷軍人の活動、関 係省庁及び地方官憲との連携、軍隊の撤収、軍隊による災害救援に対する評価、軍隊が災 害救援を通じて将来への参考(教訓)として認識していたことを考察した上で、現代への 示唆について述べる。

1 関東大震災における軍隊による災害救援

(1) 軍隊の被害状況

内務省社会局発行の『大正震災志』は、関東大震災に関する政府の公式記録であるが、そこでは、「今回の大震災は、陸軍並びに海軍部内にも少なからざる損害を被らしめたのであって、その一端は、所在の造幣廠²を瞥見しても直に判るのであるが、吾等はそれに就いて記述するの自由を有たぬ。」³とし、詳しい被害の記述はない。しかし、『東京府大震災誌』⁴には、陸軍については具体的な被害対象の言及はないが、東京を中心として湘南房総方面に亘り莫大であり、建物のみで被害総坪数 45 万 4 千 9 百坪、その見積価格 3,723 万 5,700円⁵に上ったとしている。『陸軍省沿革史』6によれば、「9 月 1 日異常の変災に当たり、(中略)、陸軍大臣は、糧秣本廠貯蔵糧秣をもって糧食分配所の開設を命じたるも同廠も亦猛火に包まるに至るや(以下略)」との記述があり、糧秣本廠は、焼失したものと考えられる。また、陸軍省医務局発行の「陸軍震災救療誌」7によれば、「当時我陸軍の衛生機関中、衛生材料廠は、倉庫一棟を残した他、大部分焼尽し、東京第 1 衛戍病院は一部に延焼したが辛うじて焼失を免れ、陸軍軍医学校は震災のため、本館崩壊し、衛生学教室薬品より発火し、全力を注いで消火に努め各其の善後に忙殺される状況であった」とあり、医療関連施設に、相当の被害があったことがわかる。一方海軍については、東京各府県では、海軍大

² 陸軍造幣廠東京工廠

³ 内務省社会局編『大正震災志 下』(三秀舎、1926年) 190頁。

⁴ 東京府編纂『東京府大正震災誌 第5編』(東亜印刷、1925年)22頁。

⁵ 現在の貨幣価値に直すと約3,000億円に相当する。

⁶ 陸軍省編纂『自明治 37 年至大正 15 年陸軍省沿革史』(巌南堂書店、1929 年) 174-175 頁。

⁷ 陸軍省医務局「大正 12 年 9 月陸軍震災救療誌」(防衛研究所戦史研究センター所蔵) 1 頁。

学校、海軍経理学校、海軍軍医学校、水路部、技術研究所、霞ヶ浦航空隊、平塚海軍火薬廠、滝野川爆薬部等は、それぞれ、焼失または破損の被害を受けたが、時を移さず、避難民の収容、防火、通信連絡等の応急救護に従事したとある8。また、 横須賀鎮守府では、司令部、海軍工廠、海軍病院、海兵団、港務部、海軍砲術学校、海軍水雷学校、海軍機関学校、防備隊、航空隊、軍法会議所、海軍刑務所等は殆ど焼失及び倒壊による被害を受けたが、各関係者は非常に際し克く、応急時の処置を誤らなかったとある。なお、被災地域にあった海軍無線機は、艦船搭載及び船橋送信所を除き、すべて使用不能となった9。

(2) 軍隊の初動、全般経過、派遣部隊規模及び救援組織

関東大震災の発災は、1日(土)11時58分、正午約2分前であり、当時は、土曜半日の勤務の終了間際であった。以下、関東大震災における陸軍及び海軍の初動、全般経過、派遣規模及び救援組織について述べる。

a 陸軍

(a) 初動、全般経過、派遣規模10

1日発災時、東京方面の警備担当の東京衛戍司令官である近衛師団長森岡守成中将は、部隊検閲のため、千葉県の下志津原演習場に出張中であり¹¹、司令官代理第1師団長石光真臣中将が、平時の計画と陸軍大臣の指示に基づき、近衛師団及び第1師団に、警備区域を指示して、全都の警備に当たらせた。特に皇居、官邸、諸官庁、大公使館、刑務所等に兵力を配置し、火災により危険な方面に救援隊を派遣した。震災範囲の拡大は、在京部隊のみでは到底処理できず、陸軍当局は、憲兵隊に補助憲兵を増加し、取り敢えず教育総監、近衛及び第1両師団長隷下部隊で東京以外に屯在する部隊を速やかに招致して、東京衛戍司令官指揮下に入れた。電信や電話による命令の伝達は途絶してできず、自動車やオートバイ、あるいは徒歩による伝令により実施されたが、部隊により伝達は夜半となった¹²。

夜に入り、火災が拡大して首都は火の海と化し、多くの民衆が家屋を焼失し家財を失い、 食料や飲料水がなく逃げ惑い、通信交通が途絶して、流言蜚語等により治安が悪化してゆ

⁸ 東京府編纂『東京府大正震災誌 第5編』26頁。

⁹ 松尾章一監修『関東大震災政府陸海軍関係史料 Ⅲ巻』(日本経済評論社、1997年)〔13〕頁。

^{10 「}震災地ニ於ケル警備救護施設の概要」(防衛研究所戦史研究センター所蔵)。松尾章一監修『関東大震災政府陸海軍関係史料 Ⅱ巻』(日本経済評論社、1997年)6頁~9頁。

^{11 『}帝国議会貴族院委員会議事速記録 22』(臨川書店、1986年) 382頁。

¹² 災害教訓の継承に関する専門調査会編『1923 関東大震災報告書 第2編』(中央防災会議、2009年) 92 頁。

く中、陸軍省は、翌2日、地方部隊への応援要請を決定した。高田第 13 師団及び宇都宮 第14師団の歩兵各2連隊及び、仙台第2師団、弘前第8師団、金澤第9師団、高田第13 師団及び宇都宮第 14 師団の各工兵大隊に出動を命じた。また、航空本部長に航空諸隊を 区処し、首都と地方との連絡飛行を行い、諸命令の伝達、災害の通報、罹災地範囲及び被 害程度の確認等、万難を排し活動をさせた。電信や電話の復旧作業は、発災後間もなく中 野電信連隊等により着手されたが、地方部隊への命令の伝達は、この航空機や鳩通信を主 要な手段として実施された。2日、東京市及び隣接5郡(荏原郡、豊多摩郡、北豊島郡、 南足立郡及び南葛飾郡)に戒厳令中の一部を適用し、東京衛戍司令官が、戒厳司令官の職 に就いた。名古屋所在の第3師団長は、東京地方の事態が極めて重大な状況を知り、独断、 所属飛行大隊に命じ、東京と各務原間に連絡飛行を開始し、名古屋以西の各団隊に状況を 通報して首都との通信連絡を担任すると共に、東京方面事態の真相を各方面に伝達する措 置をとった。 第3師団の一参謀は、飛行機に搭乗、東京到着後、関西の状況を報告した13。 このような航空機の活躍により、首都と外部との連絡は辛うじて確保され、東京付近の災 害の状況が漸次、明らかになっていた。日光御用邸に滞在の両陛下の御安泰についての首 都市民への確実な通報、摂政宮の御無事について両陛下への奏上も航空機によるものであ った。

2 日午後以来、東京付近では、流言蜚語等により、人心の混乱がさらに進み、火災による惨状が拡大した。横浜付近の被害は、東京を遙かに凌ぎ、全市が殆ど焼失、市民の殆どが飢餓に瀕し、警察官憲も多大な災害を被り殆ど対処がなされず、闘争や略奪が各所に起こり、殆ど無政府状態となっていた。飛行機の偵察及び神奈川県警務課長の徒歩連絡により、陸軍当局は、横浜市の惨状を知り、首都の状況が危険に瀕し僅かな兵力の状況下、万難を排しての派兵を決定し、同日夜、習志野から急遽、首都に到着した騎兵第 15 連隊を人馬休息の間なく、横浜に急行させた。翌3日、更に歩兵一中隊を芝浦発の海軍駆逐艦に乗船させ、取り敢えず同地に向かわせ、焦眉の急に応じ、同日午後以来、横浜に入り、直ちに市内の警備に就いた。戒厳司令官は、続いて歩兵2大隊、工兵1大隊を同市に派遣し、爾後更に歩兵の兵力を2連隊に増加した。

3 日、関東戒厳司令部条例が施行され、戒厳施行区域が東京府及び神奈川一円に拡張され、横須賀市及び三浦郡は横須賀鎮守府司令長官野間口兼雄海軍大将が、その他の地域は 関東戒厳司令官が担任となった。同日、関東戒厳司令官には、軍事参議官の福田雅太郎陸 軍大将が兼務配置で親補され、その管掌に属する戒厳地域内に於ける陸軍部隊(騎兵学校 教導隊を含む)を指揮し、同地域の鎮戍警備を担任することとなった。

^{13 『}偕行社記事第 591 号附録 震災と陸軍の行動状況』(防衛研究所戦史研究センター所蔵、1923年) 2 頁。

千葉県及び埼玉県方面では、房総半島特にその南部を除き、震災の被害は軽微であったが2日夕刻以来、付近難民が続々両県下に移動するに伴い、交通及び通信の断絶と相まって、流言蜚語が拡大し、船橋方面では幾多の殺傷事件が生起し、中仙道方面は漸次、騒乱が波及する兆候があり、4日、更に戒厳地域が両県下にまで拡張された。

陸軍当局は、3日より5日に亘り、更に仙台第2師団、弘前第8師団、金澤第9師団の 歩兵各2連隊、広島第5師団の電信第2連隊及び内地各師団の工兵大隊(第4、第6大隊 を除く)及び衛生機関に出動を命じ、陸軍士官学校生徒も戒厳司令官の隷下に入り、従来 の軍隊と交代して、東京各官邸、各大公使館の警備に就いた。

3日、関東戒厳司令官は、戒厳地域を東京北部、同南部、神奈川及び小田原の4警備区に分けたが戒厳地域の拡張と兵力の増加に伴い、更に千葉県、中仙道及び藤澤方面の3警備区を増加し合計7警備区とした。地方部隊は、逐次、概ね10日までに戒厳地域内に到着し、警備の部署に就き、総兵力は東京部隊を合わせ、歩兵57大隊、騎兵22中隊、砲兵34中隊、工兵47中隊、鉄道14中隊、電信13中隊、航空、軽重、自動車隊、照明隊、鳩隊、諸学校教導隊、生徒隊、内地全師団の衛生機関等、兵員約5万名に達した。5日、関東戒厳司令官は、内務大臣との間に次のような覚え書きを交わした14。①治安の維持は戒厳司令官が担当、②救護の事務は内務大臣が担当、③戒厳司令官は努めて諸事業を援助、食料の補給はすべて海上より陸岸までの輸送は海軍が担当、陸岸よりの揚陸集積及び配給所の運搬は戒厳司令部内の配給部が担当、所要の運搬材料及び人夫は地方官吏において徴傭提供、配給所よりの分配は地方官吏が担当、屍体の収集始末は地方官吏が実施する。

これより先、豊橋第 15 師団長は部隊派遣の命令到達前、当該師団の師管内の被害地救済を独断で着手し、出動部隊は 3 日以来、逐次小田原方面に進み、6 日夕迄に、歩兵 3 大隊及び衛生機関により平塚、大磯、国府津、小田原、松田、箱根町等各地の警備及び救護に、また、在三島重砲兵旅団は伊豆半島方面の救護並びに箱根山道の修復に従事した。

9月中旬、警備並びに応急救護の充実に伴い民心安定に向かい、秩序の回復が緒につき、地方機関また漸次復活するに至り、従来戒厳司令部が担任の救護、補給、交通に関する業務の大部分を陸軍震災救護委員の区処に移し、戒厳諸部隊は、本然の警備を主とし、且つ状況に応じ逐次兵力を集結して、持久に適するように部署を改めた。地方の状況が安定する中、軍隊錬成上の必要を顧慮して、9月下旬、出動部隊の一部を減少し原隊復帰させたが民心の動揺もなく、10月上旬更に出動部隊の縮小を続行した。中旬までに陸軍当局において整備中の憲兵及び補助憲兵2千名の増加配置並びに地方警察官憲の充実を概ね終了し、協調が適切に保持される状況になった。10月下旬、状況が最も安定した千葉及び埼玉両県

5

¹⁴ 松尾『関東大震災政府陸海軍関係史料 Ⅱ巻』(日本経済評論社、1997年) 26-27頁。

下に対し戒厳の施行の解除を実行し、更に、地方師団派遣部隊の全部を原隊復帰させても 一般情勢に変調がなく、11月に入り民心安定し秩序が回復したため、11月15日、戒厳令 の適用を全部解除し、関東戒厳司令部を廃して、東京警備司令部を置いた。

(b) 関東戒厳司令部15

関東戒厳司令部は、陸軍参謀本部内に配置された。2 日深夜、関東戒厳司令部条例の発 布前、当該条例内協議の成立とともに、数名の幕僚が、陸軍省軍務局前庭において、司令 部の編成、その他の準備業務に従事し、地方官民に対する命令及び告諭、軍隊に対する命 令を起案し、司令部設置の準備等を実施した。関東戒厳司令部の編成案は、当初、参謀長 の他、参謀5名(参謀、主計、軍医、陸軍司法事務官及び下士法務官)、副官3名の少数 であった。しかし、戒厳地域内の状況、所掌業務が多岐で招致した軍隊が多数であり、到 底、僅かな人員では処理できないため、当局は、司令部付として多数の人員配属の手続き を取り、その配属予定職員の一部は、取り敢えず、司令部に参集して業務を開始した。条 例公布後、当初の編成は、参謀長の下、参謀部(警備、補給、救護、交通、庶務)、情報部 及び副官部の3部を置き、その他に、陸軍司法事務官を置き、法律事項に関し、参謀長を 補佐する態勢をとった。4 日、補給業務の拡大に伴い、参謀部内に新たに補給部が編成さ れ、臨時震災救護事務局の統制に基づき、海軍、府市当局と協同して海陸より到来する物 資の補給を実施することとした。また、震災以来、流言蜚語が伝搬し、民心が極度に不安 動揺に陥り、各地に騒乱が発生する状況となったため、速やかな事態の真相究明、民心の 安定に資する情報の宣伝が必要との認識の下、新たに戒厳司令官に直轄し、将官(少将)を 長とする宣伝部を編成し、従来の情報部と併せて情報宣伝に関する業務を遂行することと なった。5 日以降の司令部の編成は、参謀長の下、参謀部(警備部:兵力使用、行政司法 に関する事項及び救護事務を管掌、交通部、補給部、航空部、庶務)及び副官部、また参 謀長と並列に宣伝部長、その下に宣伝部(情報課、宣伝実行課)となった。地方秩序の回 復民心の安定に伴い 9 月 11 日以後、救護業務の大部分は、陸軍震災救護委員に移管して 司令部の職域を縮小、宣伝業務の必要の度合いも減少してきたので、同日、宣伝部を廃止 し、従来の情報課を参謀部内の一課として業務を実施させることとなった。9月11日以後、 関東戒厳司令部の9月5日以降の司令部の編成は、参謀長の下、参謀部(警備課、情報課、 交通課、補給課、航空課)と副官部が並列に置かれる態勢となった。9 月末には地方の安 定化に伴い警備に必要な情報宣伝の業務が閑散となり、10月2日、情報課を閉鎖して、そ の業務を陸軍省新聞班に引き継ぎ、所要の職員を警備課に増加して外国通信員に関する事 項及び陸軍省新聞班との連絡に従事することとなった。10月下旬には、戒厳地域内の安寧

¹⁵ 松尾『関東大震災政府陸海軍関係史料 Ⅱ巻』(日本経済評論社、1997年) 27-31頁。

に伴い千葉及び埼玉両県に於ける戒厳の施行が解除となり、地方師団派遣部隊の全部を撤去するに至り、戒厳全地域は、近衛及び第1両師団に分属し、関東戒厳司令官直轄部隊は、 鳩隊を除きすべて、固有の隷属に復帰させるに至ったので、補給、交通及び航空課が閉鎖された。11月16日、戒厳令の解止及び東京警備司令部の設置に伴い、業務を移管した。

(c) 陸軍震災救護委員16

9月11日に設置された陸軍震災救護委員は、陸軍大臣の管轄下、震災救護のため食糧、材料等の配給、傷病者の救療、交通通信網の復旧作業等、救護関連業務の実施を任務とした。陸軍震災救護委員には次の6部が置かれ、補給部は糧食材料等の配給、殊にその却下、揚陸、集積及び運搬の計画、指導に関する事項、配給司令部・配給部及び輸送部は糧食、材料等の配給、殊にその却下、揚陸、集積及び運搬の実施、技術部は鉄道、道路等の交通通信機関の復旧及び建築に関し、当該官憲等の作業援助の計画及び指導に関する事項、救療部は罹災傷病者の収療救護に関する事項を所掌した。陸軍震災救護委員は12月7日廃止された。

b 海軍

(a) 初動、全般経過、派遣規模17

1日発災後、首都圏が未曾有の災害を蒙るや、海軍はその全力を挙げてその救護に当たる目的で、直ちに必要の措置をとった。震災発災当夜、海軍大臣は、取り敢えず横須賀鎮守府司令長官に対し、品川及び横浜に軍艦を派遣し警備の任務に就くよう命じた。船橋電信所は、1日午後3時頃に震災の概要を発信した。船橋と東京間の有線連絡は一時杜絶し、震災当夜は火災の為、徒歩連絡さえ不可能であったが、2日午前になって人馬による連絡が漸く可能になった。呉、佐世保の両鎮守府司令長官及び舞鶴・大湊の両要港部司令官18に対し艦船の派遣、糧食及びその他の救護材料の輸送、海外へ出港予定の艦船の行動を中止し直ちに東京方面の救済任務に服すべき事を、また同時に旅順方面行動中の連合艦隊に対しても、即時内地に帰還して警備並びに糧食輸送に従事するべく電命した。

横須賀よりの派遣艦艇は、2日迄に品川及び横浜方面に到着し、それぞれ警備を行った。 連合艦隊は同日午後6時、裏長山列島を出発、その一部(第5戦隊、第1水雷戦隊、第2

^{16「}陸軍震災救護委員規定の件達」(防衛研究所戦史研究センター所蔵)。

¹⁷ 内務省社会局編『大正震災志 下』194-198 頁。「救護施設状況調査に関する件」(防衛研究所戦 史研究センター所蔵)。

^{18「}要港部」は、各要港(大湊要港、舞鶴要港、鎮海要港:朝鮮慶尚南道昌原郡鎮海、馬公:澎湖等島馬公)に置かれ、所管警備区の防御、警備並びに所管の出師準備に関することを掌った。要港部には、鎮守府の当該官庁に準じて、港務、軍需品の配給、艦船及び兵器の工作及び会計管理に関する部があった。「要港部司令官」は、天皇に直属し、部下の艦船部隊を統率し、また、海軍大臣の命を承て軍政を掌った。司令官の職務権限は、概ね鎮守府司令長官と同様であった。

潜水戦隊)を広島方面に残して応急任務を担任させた。残余部隊は、呉、神戸、大阪、四日市等で糧食及び救護材料を搭載の上、続々東京湾に急航し、1日、青島を発して巡航中の練習艦隊は、同日午後関東地方大震災の電報を傍受し、救護が緊急に必要なことを認めて、予定を変更し、佐世保において糧食及び救済品を搭載して東京湾に急航した。

一方海軍省内に3日、海軍震災救護委員会を組織し、海軍の執るべき方策を検討し、救済に従事すると共に、震災及び救護に関する情報を無線電信により内外各地に通報した。連合艦隊司令長官は、5日に品川沖に到着、司令部事務所を海軍省内に置き、品川沖及び横浜に集合した海軍艦船全部を指揮し、震災救護に関する艦隊諸般の要務を管掌した。また第2艦隊を主として東京方面の糧食救護材料の輸送・揚陸に、第3戦隊を横浜の糧食陸揚・救護・警備に、第2水雷隊その他を房総半島、伊豆半島、伊豆諸島沿岸地の震災地状況調査並びに糧食支給、救護を担任させた。練習艦隊他数艦により、東京、横浜及び横須賀と清水港間の避難民の輸送にあて、その他の艦艇は搭載物件揚陸後、警備や輸送に、また続々と来着する商船の搭載救護物件の輸送及び揚陸に従事させた。爾来、海陸交通の便は回復し避難者が減少するに至り、9月20日をもって避難者の海上輸送を打ち切り、揚陸物資は山積し労力の供給も豊富となり、秩序の回復を待ち、芝浦方面は9月22日、横浜方面は9月27日、海上輸送揚陸作業を臨時震災救護事務局協議会に引き渡し、爾後、11月6日迄海軍は、海上警備一般の業務を実施した。

横須賀鎮守府司令長官は震災直後、隷下艦船部隊に命じて防火隊を派遣し、諸役所並びに市街の防火に従事させ、海軍大臣の訓電により隷下軍艦及び駆逐艦を品川及び横浜に急派して警備を担当させた。1日夜半、呉及び佐世保鎮守府司令長官に糧食、治療品の至急供給を打電、2日午前、南洋方面より帰来した特務艦「神威」を即刻出港させて伊勢湾方面の食料徴集を命じた。一方、所在陸軍官憲並びに市当局と協議し、震災後必然的に生ずる食料問題解決のため米穀類の非常徴発を即決し、同日夜半その実行を完了し、翌3日には市内20数カ所に配給所を設置し配給を実施した。戒厳令発布に伴い、同長官は横須賀及び三浦郡における戒厳指揮官となり、司令部を横須賀鎮守府内に置き、管下を横須賀、逗子、浦賀、三崎の四戒厳地区に区分し、各級指揮官を配置し、横須賀地域は戒厳司令官が担任し、安寧秩序の維持、糧食の配給、通信交通機関の復旧に従事した。

以上、救護作業に従事した海軍部内艦船は連合艦隊旗艦「長門」以下、横須賀、呉、佐世保鎮守府隷下及び舞鶴及び大湊要港部隷下の艦艇を合わせ、軍艦 45 隻、特務艦 21 隻、駆逐艦 63 隻、その他 21 隻、合計 150 隻、人員は艦艇、関係部隊を合わせ、約 3 万 7 千 名であった。また救護のため、拠出した燃料及び消耗品額約 210 万円、倉出しした艦営需要品は被服・糧食品額約 512 万円に達した。なお、通信に関しては、東京及び横須賀無線電信所が不能に陥ったので、横須賀鎮守府では、まず軍艦「阿蘇」を副無線電子艦船に指

定して一般の送受信を実施させると共に、東京及び横浜に回航して、この間の通信連絡を 担当させた。一方本省では、東京海軍無電所と船橋無電所との連絡に努め、また、9月4 日には、芝浦に仮無線電信所を建設して、通信能力の確保に努力した。

(b) 海軍震災救護委員会19

3日に海軍省内に海軍震災救護委員会が設置されたのは、2日の政府による臨時震災救護事務局設置に伴い、海軍としての善後策を講じるには、常置機関の系統に依るより、一機関の所掌への統合が時宜に適するとの認識によるものであった。組織について、委員長には海軍次官が充てられ、当初8科が置かれ、その所掌は次の通りであり、委員が各科に配置された。総務科(庶務、各科の連絡の統一事務及び各科の所掌に属しない救護に関する事)、調査科(部内災害状況一般の調査及び教育、演習、艦船行動、その他、震災のため直接影響の蒙る諸般軍務の一般対策に関する事)、運輸通信科(運輸及び通信に関する事)、人事科(罹災海軍軍人及び軍属の人事、家族の慰安、救護、海軍官庁に避難した部外者に関する事項、その他、救護に関する人事一般)、軍需科(被災地における軍需品の供給、部外一般救護に要する物資の供給に関する事)、医務科(死傷者の救護、治療品の供給及び震災地方に於ける医務衛生に関する事)、給与科(救護に関する給与、配給(部内)に関する事)、応急建築科(罹災営造物の応急修理、建築及び復旧の一般方針に関する事)。

8日には、情報科が新規に設置され、震災救護に関する海軍各部の施設の状況、部外諸官庁、その他における情報を広く収集し、必要と認められるものを迅速に部内並びに一般関係者へ通報することとなった。また総務科の中から3名が東京と横須賀間の連絡将校に専任され、日直割により毎日、大臣官房、軍務局、軍需局、連合艦隊司令部、その他所要の場所に就いて所要の情報収集を実施した。連絡将校は翌日午前、連絡船により横須賀に到着し、鎮守府において情報交換の上、翌々日午前中に連絡船により帰省して、報告する態勢をとった。海軍救護震災救委員会は10月1日をもって廃止され、震災救護に関する事務は、関係部局が所掌することとなった。

(3) 軍隊による災害救援活動

- a 陸軍20
- (a) 傷病者の救療

^{19「}海軍震災救護委員会関係 (1)」(防衛研究所戦史研究センター所蔵)。

²⁰ 陸軍省編纂『自明治 37 年至大正 15 年陸軍省沿革史』167-206 頁。「震災地ニ於ケル警備救護施設ノ概要」(防衛研究所戦史研究センター所蔵)。

陸軍は発災後、直ちに東京第1、第2衛戍病院より救護班数個を編成して応急救護を行い、在京各隊は、独断で所要の衛生部員を派遣し、1日午後2時以来、猛火の中、老人や子供の救出、傷病者の救療養に従事させた。また千葉衛戍病院が独断派遣した救護班も同日夕刻までに江東方面に到着して救療を開始し、病院、兵営の一部等を開放して罹災者及び傷病者の救護、最寄避難民の収容に努めたが、災害の状況に鑑み、更に救療機関増加の必要を認めて、急遽内地各師団より衛生機関を招致した。3日以来、招致部隊は続々到着して救療に従事し、東京市及びその付近に54個班、神奈川県方面に20個班、千葉県方面に12個班により救療所を設置し、その他警備軍隊の開設した救療所数十箇所で罹災傷病者の救療を担任し²¹、処置患者数は累計約16万3,870名に達した。陸軍軍医学校は救療の他、水質検査、菌検索等衛生防疫に関する業務に従事した。9月下旬、罹災者に対する応急救護が概ね普及し、地方救療機関が逐次整頓するに至り、陸軍は各師団衛生勤務上の必要に鑑み逐次、業務を赤十字社救護班、その他の地方救療機関に引き継ぎ東京第1、第2衛戍病院に収容中の患者の診療を継続するに止め、9月末日をもって業務を終了した。

(b) 食料配給及び給水支援

震災発災後、在京諸部隊は各々その貯蔵糧秣を使用して避難民の救恤にあて、陸軍大臣は糧秣廠が貯蔵する糧秣により糧食分配所の開設を命じたが、同廠もまた猛火に包まれたため、近衛及び第1師団の糧秣により市内公園広場等数カ所に糧食分配所を開設して、殺到する避難民に対して、まず乾麺包約12万食、缶詰肉等を分配し、爾後これを3日間継続したが、底をつく状態であった。その際、戒厳司令官は隷下軍隊の所要を節約することを決定、罹災者の救済に努め、9月4日及び5日の両日、近衛及び第1師団に対して各3万人分の炊き出しをさせた。宇都宮師団より到着の乾麺5万2千食、牛肉缶詰1万食と共に窮状が最も厳しい方面の罹災民に分配し、出動並びに残留諸部隊は、自らその食を制限して災害直後における罹災者の危急を救った。その後、陸軍大臣は東京付近の食料の欠乏を察し、2日朝、内地、朝鮮及び関東州に屯在する陸軍諸部隊に命令して保管糧秣を至急東京に廻送させ、また宇都宮、高田、豊橋、各師団及び大阪糧秣廠に対して精米並びに副食諸品の調達輸送を命じ、更に東京府市当局と協定の上、糧秣収集班を編成して、同日夕刻より大宮、川越地方に派遣し、物資の徴集に着手した。

地方機関の復興に伴い、9月下旬逐次業務を臨時震災救護事務局の管理する救護協議会に引き継ぎ、同月30日に全部を完了した。使用された運搬材料は自動車約2千3百輛、荷車約7千4百輛、舟若干、使用人夫の延人員は約45万人(ほかに在郷軍人約1万7千人、青年団員約5千人の援助を得た)であり、京浜その他各方面に配給または集積した数

²¹ 「大正 12 年 9 月陸軍震災救療誌」(防衛研究所戦史研究センター所蔵)1 頁には衛生勤務員の数は、4,366 名とある。

量は、米(約60万2千俵)、副食物(約318万3千貫)、衣類その他(約223万6千貫)であった。

震災の為、東京、横浜両市に於ける水道が破損し、給水が一時断絶するや陸軍は、震災 救護事務局と協定の上、工兵隊により水道水路を補修の他、両市における飲料水の配給運 搬を担任し、罹災市民幾十万の給水において多大の貢献をした。期間は、東京市では9月 3日~25日までの約3万石、横浜市では9月9日~10月22日までの約2万5千石、手段 としては、軍用自動車及び搬水自動車により実施された。

(c) 電話の復旧、電信、鳩通信、照明の提供

各種通信施設が破壊され、諸官庁、相互の連携、首都内外の連絡が一時的に全く途絶状 態となり、陸軍は急遽、本省最寄りの近衛歩兵第2、第3両連隊の通信班を招致して、取 り敢えず陸軍省より宮城、赤坂離宮、首相及び内相両官邸、警視庁、東京市役所、近衛・ 第 1 両師団司令部及び憲兵司令部間に軍用電話を架設22し、緊急の要務遂行に利用可能に した。2日には中野電信第1連隊により更に海軍省、大蔵省、農商務省、逓信省、鉄道省、 外務省等を連絡したほか、東京市役所を中心に各区役所間を連絡した。3 日、関東戒厳司 令部発足以降、戒厳司令官は本通信網を継承してさらに市内通信網の拡張完備を図り、警 備、救護の他、業務の遂行を敏活容易にした。2 日、出動の命令を受けた第 15 師団工兵大 隊第1中隊は、3日未明、豊橋を出発し、沼津以東の東海道沿線の通信線の構築に着手し、 途中各警備隊を連絡しつつ、8 日東京に到着し、ここに初めて東海道方面の有線通信を開 通した。続いて翌9日、在広島電信第2連隊の到着と共に、東京-千葉間、東京-神奈川 間、東京-藤澤間、神奈川-横須賀間、神奈川-小田原間の通信網の構築に着手し、13日 に完成した。その後、軍用通信のほか、一般官報の取り扱いを開始し、爾後横浜市内電話 網の構成通信に従事し、同市に於ける警備、救護事業の遂行を容易にした。続いて罹災地 域内憲兵増加配置の計画に伴い、電信両連隊は、東京市内その他における憲兵用電話通信 網の構成に着手、11 月上旬に完成した。通信線路の延長総計約 460 里 (1,840km) に達し、 他に海軍省-船橋間の電線及び横浜その他神奈川県下の警察用電話の補修作業等を担当し た。無線電信に関しては、電信第1連隊が5日以来、中野、金沢、石狩無線の通信を統制 運用して軍用通信及び一般官報の取り扱いを開始し、爾後更に、浦和、立川、横浜、小田 原、国府津、清水港に無線電信所を設置した。また、2 日には軍用鳩約 2 千羽により臨時 鳩隊を編成し、東京を中心に千葉、日光、宇都宮、浦和、横浜、横須賀、藤澤、小田原、 清水港、各務原等の各地間を連絡し、常に迅速確実な通信を実施した。電燈が破壊され夜 間人心を不安にするため、陸軍は電信連隊、航空隊、航空学校に命じ、東京及び横浜両市

²² 『アサヒグラフ特別号 大震災全記』(朝日新聞出版、2011年)48頁には、「陸軍電信隊の活動 軍用電話の架線作業」として、電信柱によじ登り、電話線を敷設する兵員の姿がある。

の公園広場等の避難民の集会地やその他の要点に野戦電燈、野戦照空燈、作業燈等を配置 して照明に使用した。特に横浜市では電燈の復旧が遅延したため、官民のため電燈電力を も供給して民心の安定上多大の効果を収め、併せて警備、救護作業の遂行を容易にした。

(d) 鉄道及び交通路(道路、橋梁、水路、桟橋)の復旧

首都東京の鉄道は一瞬に破壊され、沼津以東の東海道線は全く不通となり、横須賀、横浜、中央、常磐、総武、北條等の諸線は被害が大きく、東北及び信越線については赤羽鉄橋破壊の為、川口駅を起点として辛うじて運行中であった。こうした状況において、千葉駐屯の鉄道両連隊は、遠方に演習出張中ながら、残留各部隊は1日午後命令を待たず出動し、まず千葉一稲毛間の鉄道を修理し、同日夕刻以降、亀戸一千葉間に避難民の輸送を開始して、日々10~20列車の運転を実施した。また亀戸、千葉両停車場における交通整理、江東橋の架設等に従事し、鉄道第1連隊残留部隊より派遣された一作業隊は、3日、赤羽付近に到着し、同地鉄橋の応急修理に着手し、5日に完成させ、東北、信越方面の連絡を復活させ、首都内外の交通の便に大きく寄与した。これより先、我孫子付近に出張中の鉄道第2連隊の主力は、独断、破壊された常磐線を修理しつつ、2日に東京に到着し、第1連隊の主力もまた6日到着し、爾後一部の工兵隊その他と協力して、諸線の復旧23並びに東京、横浜、両者両市に於ける電車橋の改修、電車軌道の復旧に従事した。

東京及びその付近では市内道路の清掃、補修及び新設が糧食配給上緊急でこれに着手し、延長数十里に達した。橋梁は、永大橋等、交通が特に頻繁な 45 カ所を新設または補修した。電車線路は、市内電車の運転を迅速にするため架空線を整理し、運転経路上並びに新宿及び有楽町車庫内における電車残骸約 3 百台を分解除去した。鉄道隊の一部は東京市の依頼に応じて、10 月 20 日永代、吾妻両電車橋の改修に着手し、11 月 8 日に完成した。横浜及びその付近の道路については市内主要道路並びに保土ヶ谷及び横須賀に通ずる道路の補修は十余里に達した。橋梁は、新施設若しくは補修が 25 カ所で、その工事の多くは半永久的なものであった。また、電車路は、横浜市街線の幹線約1 里を開通させ、築地、谷戸の電車橋を復旧させた。小田原及び鎌倉の道路は、東海道、藤澤一横須賀道、その他主要町村内の道路を補修して一般交通を可能にした。橋梁は、馬入橋、酒匂橋等約 40 カ所で、一般交通の他、鉄道の徒歩連絡を容易にさせた。水路は、東京付近では従来陸上の運搬施設とあいまって材料その他の輸送に供用された隅田川、その他主要なる河川延長約16kmを清掃し、横浜付近では、大岡川等延長約6kmを清掃した。桟橋は、罹災民に配給すべき糧食、材料、その他の揚陸を迅速容易にするため、芝浦及び両国に於ける86 カ所

²³ 東海道線:東京-横浜(9月9日)、横浜-大船(9月16日)、横須賀線:田浦-横須賀(9月23日)、横浜線:東神奈川-八王子(9月23日)、北條線:大貫-佐貫(9月10日)、佐貫-上総港(9月13日)、上総港-濱金谷(10月6日)。

を新設若しくは補修し、横浜海岸では延長 500m乃至 800mの固定桟橋 3 個、浮遊桟橋 1 個を新設した。

(e) 航空機による通信連絡等

震災当初、通信及び交通が一時全く途絶の状況において、首都内外の連絡は、飛行機が 唯一の手段となり、陸軍は、航空本部長に内地航空隊の殆どすべてを連絡用として区署さ せ、関東戒厳司令部設置以降は、その一隊を隷属させて戒厳の遂行に遺憾なきようにした。 所沢、下志津、立川等に屯在の飛行隊及び航空学校は、2 日以降各飛行場を根拠地に、代々 木練兵場を補助着陸場として活動を開始し、各務原飛行隊は主として、東京一各務原(岐 阜県)間の連絡を行い、八日市(滋賀県)、大刀洗(福岡県)等の部隊もまた、東西の連絡 に従事した24。9月2日より10月4日の飛行延べ回数は、499回、飛行時間約537時間に 達し25、気球は一個を使用して昇騰回数昼間 18回、夜間 5回の 23回、延べ 60時間であ った。各飛行隊の活動区分は連絡、偵察及び宣伝であった。連絡には日光御用邸に於ける 両陛下御動静奉伺、罹災状況報告、罹災状況通報並びに糧秣廻送に関する命令の伝達、救 済に関する命令(陸軍のみならず内務省その他広範囲)及び兵力集中に関する命令の伝達 及び電報の中継26があった。また、情報の交換27及び人員の輸送(公務の為、戒厳地域内外 を往復する急を要する将校及び許可を受けた新聞記者)を行った。偵察は、罹災地範囲の 確認、被害程度の審査、その結果を地図上に記入して地図修正用に使用及び監視(爾後の 風水害に当たり、損害の偵察、工事進捗を監視)であり、宣伝は、戒厳司令官布告、情報、 人心安定の為、流言防止に関する宣伝を戒厳地内に撒布した28。

(f) 自動車輸送、同修理並びに油類の補給

発災以降、陸軍は市民援助のため、自動車隊に出動を命じ、同隊は全力を挙げて、午後3時頃以降活動を開始、猛火の中、罹災者の救出、傷病者の運搬に努力した。また、近衛、第1両師団の各部隊により糧食、飲料水、炊具、天幕等を搬送して罹災者に分配し、命令の伝達、警備官憲の輸送に従事し、特にその乗用車一台は2日午前2時に宇都宮に急行帰来して両陛下のご安泰を報じた。貨物自動車は、食糧が欠乏しようとした3日、午後7時

²⁴ 松尾『関東大震災政府陸海軍関係史料 I 巻』478 頁。

²⁵ 内務省社会局編『大正震災志 下』191 頁によれば、飛行行動距離 5 万 6 千里に及び、里数は地球赤道上を 2 周して尚余りあるとされている。

²⁶ 主として関西地方へ発送する官報を岐阜または名古屋より打電。公文信書の速達、主として関西地方へ発送するもの及び震災に関し関西方面より東京への至急公文書。

²⁷ 陸軍省、戒厳司令部、臨時震災救護事務局等より公表する通達及び関西方面新聞、その他震災地外の情報収集等。関西地方における主要新聞(前夜の夕刊、当日の朝刊)を、概ね午後には到着するように輸送して各省等に送致することによって中央官庁に各地方並びに海外の状況を通知することを可能にした。

²⁸ 松尾『関東大震災政府陸海軍関係史料 I 巻』 479 頁。

出発し、蕨(わらび)停車場に急行し、宇都宮師団から送付された乾麺 400 箱、缶詰肉 1,000 箱等を積載搬送して罹災市民に分配する等、昼夜活動を継続して、震災直後の危急に応じ た。一般補給業務を陸軍が担任することになり、自動車の需要が激増したため、5 日以来 民間自動車の借り上げ、運転手の雇用、格納自動車の借用、全国各師団より自動車運転の 素養ある将卒を招致する等の措置を取った。その上で、その主力を各配給部に分属して、 糧食等の配給輸送を担任させ、一部により各官公衛、大(公)使館私及び軍隊用糧食の輸 送等を担任し、9月中旬には、使用車両約6百台、輸送量が日々8百トンに達した。10月 1日以降、補給業務はすべて協議会の管掌に移ると共に、自動車の主要任務が一段落し、 使用車両が逐次減少したが、なお、協議会の配給業務及び横浜市給水の援助、爆破、建築 材料の輸送等に依然活動を継続し、自動車隊は、市当局の依頼に応じ、11 月 7 日以降、市 街自動車運転手5百名の教育を開始した。自動車の修理は9月2日に参謀本部前空地に修 理工場を開設したのをはじめ、造幣廠東京工廠内の修理班、自動車隊内工場等において昼 夜兼行作業に従事し、軍用自動車の他、民間自動車の一部を合わせ、総計約1千台の修理 を実施した。自動車による活動は警備並びに救護上必要であったが、油類が欠乏したため、 陸軍は、震災当日以来、各方面からの要請に基づき、日々数百缶の油類の提供を実施した。 一般に油類の需給が円滑に実施されない恐れがあり、かつ諸機関が未整備の状況であった ため、陸軍は率先して油類の統制補給に従事した。当初、まず陸海軍貯蔵のもの並びに日 本石油株式会社在庫品等合計揮発油約 7,700 缶、モビール油約 650 缶、グリース約 50 缶 を、広く各官公署、公共団体並びに一般民間の要請に緊急に応じて配給、初期における自 動車の活動の継続を可能にさせた。9月10日までにおける部外配給量約4,300缶(別に陸 軍省より直接部外に提供したもの 260 缶) 及び、同日以後、補給業務は震災救護事務局ガ ソリン課に移管した。

(g) 延焼の防止及び建物残骸の爆破処理、バラック等の建築

消防機関が全滅し火災対処ができない状況において、陸軍は、延焼の恐れのある建物を破壊して延焼を防いだ。首都の 1/3 を残し得たのは、一つに陸軍の家屋破壊の賜であったと言われている²⁹。東京市や横浜市では石、煉瓦及びペトン造り等の大建築物の消失残骸の除去に多大な労力、期間及び莫大な費用を要し、著しく震災後の整理を遅延させ、復興上の障害となっており、陸軍は官公庁、学校、公共団体、個人の希望に応じ、工兵隊の作業力の許す限り、これら残骸の爆破処理を担任させた。当時、驚異的な高さを誇った浅草凌雲閣(十二階建て約 52m)は、震災に伴い七階より折れ、除去には膨大な費用(現代で数億円)が必要と見積もられたが、工兵隊員六十数名、一日間の作業で、何ら危害なく爆

²⁹ 大日本雄辯會講談社編纂『大正大震災大火災』(1923 年、大日本雄辯會·講談社) 71 頁。

破を完了した。工兵隊による爆破作業の総計は、東京市では52カ所、延約9万4千㎡、 横浜市では19カ所、延べ約2万3千㎡、爆薬の使用総量は約21トンに及んだが、硝安爆 薬等比較的低廉な爆薬の使用により依頼者の経費負担を軽減することに努めた。

建築は赤坂御所外構柵、土塁の新築・復旧及び中央電話交換局焼跡の整理、庁舎の床張り、仮事務所及び板塀の新築作業を実施する他、横浜市及び鎌倉町当局の依頼に応じ、罹災者収容等のため全34棟、延べ約2.200坪のバラックの建設を実施した。

(h) 罹災者の収容保護

1日、発災後、在京軍隊は直ちに救援隊を派遣して消防並びに罹災者の救出に努め、特に自動車隊は各方面罹災者の輸送に尽力し、赤羽工兵隊の一部は、急遽隅田川を下航して築地方面避難民の渡河支援等を実施した。在京諸部隊並びに横須賀、国府台等に屯在する諸隊は、各兵営、庁舎、講堂等の一部を開放し、または幕舎を設備して、続々到着する避難民を収容し、千葉鉄道連隊は同日夜より、亀戸一千葉間に救護列車を運転し、沿道避難民を習志野付近の諸部隊に収容した。避難民の総数は一時最大6万人にのぼったため、収容各部隊は、糧食や毛布等の供給、府市配給品の配給に便宜を与え、傷病者に対しては、各隊の衛生部員が救療する等、可能な限りの保護を加えた。収容期間は、部隊により相違があったが、概ね1週間~1ヶ月半に亘り、収容延べ人員は、約20万人に達した。

(i) 在留外国人への援助

陸軍は在留外国人の罹災者に対しては、特に深く同情を表すとして、外務省を援助し、 震災勃発から9月17日迄に次のような支援を実施した旨、関東戒厳司令部は18日に陸軍 情報³⁰として次のように発表している。

「各国大公使館に陸軍士官学校生徒3名乃至5名を配置して警備を行わせ、帝国ホテル及び各国大公使館に外務省情報部発行の印刷物と共に戒厳司令部発行の各種情報要図類を配付し、要所に掲示して状況の掌握に役立たせた。また、9月3日より8日に亘り、外国通信員電報は飛行機に託し、名古屋より発電可能なように配慮した。陸軍大臣より見舞いの意味で各国大使館に約1週間分の糧食を分配し、各国大使館及び公使館用として陸軍省より外務省に毛布2百枚を貸与し、また、4日~10日に亘り、陸軍省より外国大使館及び公使館用自動車ガソリン及び蝋燭等を補給した。」

(i) 軍需品の提供

震災当初、東京府市、警視庁等公共団体に対し炊具数百台を貸与し、避難民集団地等に おける合同炊飯での利用を可能にした。収容罹災民へは、毛布を貸与、襦袢袴下や作業服 を分配し、陸軍救護所並びに警視庁、赤十字社等の救護所に於ける患者保護のため、被服

³⁰ 松尾『関東大震災政府陸海軍関係史料 Ⅱ巻』742-743頁。

廠に毛布約1万3千、病衣約4,000、布団約1,500等を提供した。気候が秋冷に向かうため、罹災者の被服が、益々緊要となり、更に内地各師団より作業服3万5千組、冬襦袢袴下約7万組、毛布約2万4千枚を徴集して、震災救護事務局に交付した。天幕及び雨覆には、諸官署の事務用、罹災民の収容、救護品の被覆等のため、在京近衛師団及び第1師団、広島倉庫より廻送させ、臨時震災救護事務局、農商務省食糧局、警視庁その他に提供し、また別に内地師団より携帯天幕約5万枚を徴集(募集)して罹災者の使用に供した。衛生材料は、東京帝国大学付属病院等、陸軍部外に品種218、価格10万円を、兵器は司法省に対して38式騎銃(240)、内務省その他に円匙(1万)及び鶴嘴(1,600)等を、土地建物は震災救護のため、陸軍所轄土地建物を東京市、警視庁等、必要機関に提供している。

b 海軍

避難者及び救護物資の海上輸送に関して、9月4日以来、東京及び横浜方面より、清水、大阪、神戸及び青森等に避難者輸送を開始し、軍艦30隻及び駆逐艦3隻が従事し、輸送した避難者の合計は3万2千名に達した。また、救護物資の輸送には軍艦39隻、特務艦14隻及び駆逐艦その他14隻が従事し、糧食(米、麦、麺類、缶詰類等)、毛布類、天幕類、被服類、治療品、揮発油、水、慰問品、ろうそく等を東京、横浜及び横須賀方面に輸送した31。なお、内務省『大正震災志 下巻』によると、輸送した避難民の数は、総計約6万名近くに上り、横浜では「華山丸」に収容していた朝鮮人225名を引き受けて収容保護し、横須賀でも36名を収容保護し、何れも後に復興作業に従事した旨記録されている32。

傷病者救護に関しては、東京方面は海軍省内、第5中学、広尾東京施設病院、芝浦桟橋に救護所を設置し、または救護班を派遣し、一般診療に従事し、9月末日迄の救療人員は約7,000名にした。横浜方面は、山下桟橋付近及び「華山丸」に救療養所を設け、一般診療に従事し、診療人員は、約2,000名に達した。また、横須賀方面では横須賀海軍病院が全焼したが、呉及び佐世保鎮守府、舞鶴及び大湊要港部練習艦隊より来援を得て、市内6カ所に救護所を設け、また、救護隊を逗子、葉山、浦賀方面に巡回させた。また、更に陸上にある海軍各部隊並びに在泊艦船を挙げて、一般の診療に従事し、10月3日までの救療患者は、約1万2千名に達した33。

避難者の収容については、9月2日、海軍省附近に、集まってきた避難者約1,000名を 海軍省内に収容し、配給を継続して実施したが、日比谷、青山の収容「バラック」が竣工 したため、9月15日には移転をさせた34。

16

^{31 「}救護施設状況調査に関する件」(防衛研究所戦史研究センター所蔵)。

³² 内務省社会局編『大正震災志 下』196頁。

^{33 「}救護施設状況調査に関する件」(防衛研究所戦史研究センター所蔵)。

³⁴ 同上。

震災地の海面測量に関して、水路部では東京湾より伊豆方面に亘り、海底の模様及び航路、標識その他に関しての大変動を予想して、大正 13 年 1 月末までに完了の見込みで全力を挙げて現状調査を開始した。漸次精測に移り、海面の改測及び地震による各種変化の調査を行った35。

以上述べたように、関東大震災で軍隊は、様々な災害救援活動を実施したが、具体的な 捜索・救助の成果についての文献を見出せなかった。その背景には、通信及び交通が一時 的に完全に途絶したこと、死者・行方不明者の殆どが火災によっていたことから、捜索・ 救助活動自体が困難で装備も不十分であり、かつ救援活動の中心となった地方部隊の集中 に期間を要し、被災者数が膨大で食料配給や給水を含む救援活動が急務であったことが考 えられる。

(4) 陸海軍、関係官庁、地方官憲及び他団体との連携

陸軍及び海軍は、殆ど独立して救援活動を実施しているが、地上の交通路が瓦礫、陥没、 橋梁倒壊、民衆の避難等により遮断の状況において、地方から首都圏への救援物資の主な 輸送手段が艦船または復旧した鉄道となり、その揚陸地であった芝浦等で、陸軍、海軍、 臨時震災救護事務局や地方官憲を含めた連携が見られる。関東戒厳司令部・陸海軍関係史 料「芝浦及横浜二於ケル物資ノ集散配給其他ノ状況」36からその状況を述べる。

1日、震災により首都付近の市民は、家屋の焼失や首都周辺の鉄道途絶の状況下、飢餓状態に瀕し、糧食の配給は焦眉の急であり、各府県は命令或いは独断により莫大な物資を集め、主として海路芝浦に向け発送したが、芝浦の揚陸設備は極めて不完全であり、補給の前途はたいへん厳しいものがあった。本状況下、鉄道省及び陸軍工兵隊の不眠不休の努力により、信越線、東北本線は、4日田端まで開通し、常磐線及び総武線もまた各々隅田川、亀戸まで開通し、北陸、東北、総武の物資は鉄路、東京への注入が可能になり光明を見出した。3日、関東戒厳司令部の編成と共に臨時震災救護事務局と協議交渉し、東京方面では芝浦、田端、新宿、亀戸に所要の機関を設けて、速やかに海陸からの物資を揚陸または卸下し、これを罹災民に配給するよう決議した。翌4日、配給の全般統制は、臨時震災救護事務局が担任、海軍は水線までの揚陸を、陸軍は水線よりの揚陸及び各配給部より府市の食料交付地に至る輸送及び警戒を、府市当局は罹災者への直接配給を担任し、協力して補給を完全に遂行することを協定した。同日、戒厳司令部内に補給部が編成され、陸軍では6日から配給司令部を田端、新宿、亀戸及び芝浦の各所に設置し、物資配給事務を

³⁵ 東京府編纂『東京府大正震災誌 第5編』27頁。

³⁶ 松尾『関東大震災政府陸海軍関係史料 I 巻』483-484 頁。

開始したことに伴い、東京府もまた前記各所に出張所を設け、陸軍との連絡をとり、臨時 震災救護事務局も陸軍と同様に各出張所を設けたため、物資配給上多大の便宜を得た³⁷。 当初は問題点多く非効率であった配給活動も陸軍、海軍、東京府及び東京市等の地方官憲 が、綿密な調整会議を経ての役割分担を明確化することにより、円滑に活動が進むように なり、次第に軍隊から業者への移行が可能になっていった。補給部は当初、関東戒厳司令 官に隷属し、続いて陸軍震災救護委員長の指揮下に入り補給業務に従事したが、一貫して 臨時震災救護事務局の統制指示に基づき、府市の要求に応じ、配給部よりその糧食分配所 に輸送交付の任を行った。9月4日に業務を開始し30日に陸軍省各主任局課に引き継いで 廃止された。この間、各方面の援助と協力とにより業務を遂行したが、「揚陸配給業務に関 する外部との関係」として海軍、臨時震災救護事務局、鉄道省、東京府・東京市及び一般 に分けて次の様に記述しており³⁸、相互の関係や連繋の状況がわかる。

海軍の項では、揚陸の全般統制は海軍、揚陸場での集積は陸軍、爾後の輸送は、臨時震災救護事務局の指示及び府市の要求に応じて配給部が実施し、相互の連携のため海軍参謀2名を戒厳令司令部兼務で連絡将校としたことが効果的であり、困難な揚力作業も大きな支障なく、配給が中絶なく実施された旨述べている。問題点としては、業務系統の不統一、船と揚陸点が遠方であったため通信連絡が困難で齟齬が生じたこと、集積配給の能力に関係ない揚陸による滞貨山積、また、翌日の揚陸計画を予知できなかったことによる集積配給計画の困難性を上げている。しかし、難関を突破して事なきを得たのは、海軍力全力による昼夜兼行の奮闘の賜であり、特に、海軍が、長途難航の後、いち早く救護品を満載して品川に現れ、市民の飢餓を救った功績は大きいと指摘している。

臨時震災救護事務局の項では、食料の補給はすべて臨時震災救護事務局の統制指示に基づき、補給部が極力援助する方針により配給に従事し、芝浦、田端、新宿、亀戸、横浜等の各配給部の事務局出張員が、府市の吏員と共によく配給部と協調して業務を実施した旨述べている。当初状況が切迫した時機に、一々その指令を待つ暇はなく、各配給部で適宜独断専行する場合が度々生じ、その為、権限問題に関し疑義を生じたが、間もなく了解し、互いに協力して配給に支障のないようにした旨述べている。

鉄道省の項では、鉄道省が現業員を督励し、不眠不休の努力と協調的精神の下に終始困難な輸送業務に従事して配給業務を援助したことに対しての感謝を述べ、特に芝浦の揚陸が進まず、亀戸と田端方面の物資が枯渇に瀕した時、深夜続々の貨物の移送請求に対し、各駅長の快諾と機敏な実行が配給業務に支障を来さなかったとしている。

東京府・東京市の項では、東京府内務部長及び市助役が、多忙な業務の傍ら、その官吏

³⁷ 東京府編纂『東京府大正震災誌 第3編』(東亜印刷、1925年)42頁。

³⁸ 松尾『関東大震災政府陸海軍関係史料 Ⅱ巻』577-580頁。

と共に、5 日以来、補給部会報に出席して互いに当日の配給実施の状況やその他参考となるべき諸件に関し、情報を交換し、翌日の東京府市の要求を提出し、補給部はこれに基づき、各配給部に配給を行わせ、或いは、直接、中央自動車隊により援助させる等、補給計画及びその実施上の準拠を得て、敏速な処理ができた旨述べている。また、警視庁との協力による敏速な車馬人夫の提供により配給業務に支障のないようにしたとしている。罹災民を飢餓より救い得たのは、府市の適切な要求と熱誠な援助、特に府市当事者の終始会報への出席などであり、深甚の敬意を払うものとしている。

最後に、一般の項では、当初、補給業務の系統の不徹底のため、要請及び懇願が、補給部に殺到し、飢餓や配給に不満を訴える者が、百人を越え来訪し、その対応に事務が著しく阻害される日があったが、食料物資の充実に伴い逐次改善されて、20日以降は、全くその影を見なくなったこと。これが一面、配給状況の『バロメーター』であり、当初の罹災民の窮乏状態を知ることができ、配給の危機は、実にこの時にあったこと。課題として、府市それぞれ調査機関があり、戒厳司令部もこれを有しているが、真に配給業務を円滑にするためには、補給部或いは事務局においても情報班を設け、現実に人口の移動及び配給の実状調査が必要なこと、また、市民は如何にして食糧を受けるべきか、今はどれだけの食糧、材料が到着したかを速やかに知らせる方法を講ずることが必要である旨述べている。

(5) 在郷軍人会の活躍

関東大震災で軍隊は、広範かつ多岐にわたり目覚ましい活動を実施したが、在郷軍人会が、軍隊による災害救援を側面から支援するとともに、自ら活動を実施している。在郷軍人とは、かつて陸軍または海軍に勤務服役し、平時は民間にあって生業についているが、戦時、事変に際し、必要に応じて招集され、国防に任ずるべき予備役、後備役、帰休兵、退役などの軍人をいう。その活動の概要について、『陸軍省沿革史』39の記述を中心に述べる。

発災後、帝国在郷軍人会本部は直ちに全力を挙げて活動することを決定し、その本部を一時陸軍省内に移し、特に横浜に本部出張所を、小田原に静岡支部の出張所を設置して活動を実施した。本部の救済事業費より資金を支出して罹災地域内各支部に分配してその活動の円滑化を図ると共に、軍人後援会、愛国婦人会、陸海軍将校夫人会等からの寄付金及び全国会員からの義損金の大部分を罹災会員等に分配した。本部は救恤用被服(毛布、衣類及び雑品)を購入し、各地方分会その他の団体よりの寄贈品と共に罹災地方の会員等に

³⁹ 陸軍省編纂『自明治 37 年至大正 15 年陸軍省沿革史』 198-206 頁。

分配した。また、本部は特に迅速に災害の真相を各地方に伝達することにより、情報が誤って伝わることを防止する必要性を痛感し、高田、新潟、金沢、富山、豊橋、津、京都、奈良、大阪、和歌山の各地方に宣伝将校40を派遣して、地方人心の安定に多大な効果をもたらした。さらに、本部並びに本郷及び麻布両支部及び横浜出張所に人事相談部を設け、就職その他の身の上相談に応じ、受付件数は 6,000 件以上に昇った。

罹災地方会員は自己の損害を顧みず、震災後1日も経たないうちに、漸次結束して、救護、警戒等の任に当たり、また、罹災地域外の会員は惨害の報に接すると、災害地救援、金品募集、避難民救護に奔走し、本部を通じて上京し勤務した者だけでも北は北海道、南満州、旅順、西は長崎、青島から8,400名以上にのぼった。上京した在郷軍人が、関東戒厳司令官の区署の下に、皇居、宮廷の修繕をはじめとして、京浜その他の各地において、諸般の救護作業に従事した。なお、内務省社会局編『大正震災志 下』」によると上京した支部会員は、各官憲に協力して運搬配給、交通整理、土工復興作業、焼跡整理などに、献身的な働きを示したとしている41。この他にも各地方支部では、会員救護隊を編成し、本部からの招電により、直ちに上京準備をしていた者が多数いたが、救援事業が予想以上に進捗し、在郷軍人会員の来援を必要としない状況となり、9月中旬、本部は各支部に対し、来援を見合わせるよう打電する状況になった。

(6) 軍隊の撤収

関東大震災当時、1910年(明治33年)の衛戍条例の改正により災害救援は、制度としては確立していたが、本来の任務ではなく国内警備の一環であり、社会的活動として位置づけられていた。しかし、通信及び交通が一時的に完全に途絶し、多くの官公庁や地方官憲が機能喪失の状況において、軍隊は自身甚大な被害を受けつつも、本来戦闘を目的とした組織ながら、唯一自己完結性をもち継続的に活動できる組織として必然的に活躍が希求され、その自覚をもって活動をした。未曾有の事態に際して、陸軍は特別大演習及び師団対抗演習を取りやめ、また海軍も大演習を取りやめて、全力をもって対応した。一方で、災害救援は軍隊にとって、非常の事態におけるやむを得ない緊急の活動であり、長期間の活動は日頃の軍事訓練に支障をきたすとの認識の下、民心が安定し、所掌官庁や地方官憲等がその機能を回復次第、なるべくすみやかに活動を移管し、撤収するべきとの基本的な

^{40「}大正 12 年 9 月 関東地方大震災に際し帝国在郷軍人会活動の概要」によると、第 1 班高田・新潟地方、第 2 班金沢・富山地方、第 3 班豊橋・津地方、第 4 班京都・奈良地方、第 5 班大阪・和歌山地方として、各 2 名ずつ将校を派遣したとの記述がある(松尾『関東大震災政府陸海軍関係史料 Ⅱ巻』667 頁)。

⁴¹ 内務省社会局編『大正震災志 下』193頁。

態度で臨んでいた。活動期間は、発災後の出動から、全部隊が完全に原隊に復帰するまで 陸軍は 9 月 1 日~11 月 16 日までの 77 日間、海軍は 9 月 1 日~11 月 6 日までの 67 日間 であり、甚大な被害状況ながら比較的短期間に撤収が完了しているとの感がある。

陸軍がいかに救援活動を終了したかの一例について、前述の9月9日~10月22日の間の横浜における搬水作業の状況を記述した文献42によると、「搬水作業の打ち切りについては予め、臨時震災救護事務局より、県市当局に通報してあったこともあり、陸軍側としては打ち切り後の作業に支障ないようにするため、予め市当局と詳細なる打ち合わせを完了し、現地で実際の協調を得ることができた。陸軍は、10月22日正午まで給水を実施し、午後、弁天橋付近の給水根拠地に兵員を集合させ、市当事者と別辞を交換し、責任者が県庁及び市役所の担当者を訪問し、打ち切りの挨拶を行った。県及び市は、陸軍側に対し、従来の努力を感謝し、且つ将校以下のため、慰労の意味をもって、若干の加給品を贈り、円満に作業を終結した。」とされている。

また、工兵部隊の撤収状況の一例を、前述の建物残骸の爆破処理を実施した工兵について、9月26日に陸軍省発表の「工兵諸隊帰還に関する件」43によると、「右師団から招致した工兵諸隊は、今や震災救護のための応急作業は逐次進捗し、目下、逓信省、大蔵省、警視庁等より申し込みのあった焼残汚堵構築物の爆破その他も間もなく完了し、一方で民間の労力も十分な見込みであることを以て、今後は新たに作業を引き受けることなく、現在の作業を完了次第、来月初旬より、逐次帰還させる予定である。」とされている。

2 軍隊の災害救援に関する評価

(1) 世間一般の評価

大正 12 年 10 月 1 日に大日本雄弁会講談社 (講談社の前身) が発行した『大正大震災大火災』 44では、「軍隊の活動」について「欧州の戦乱以降、世を挙げての優柔惰弱風潮は、遂に軍縮! 軍縮! の声となり、しかも遂に軍縮は実現せられ、甚だしきに至っては、軍隊無用論などが随所にその叫びを挙げ、国民もまた、この声に禍せられて軍隊を厭い、国民皆兵の実将に地に堕ちんとしつつあるの状態であったが、この大変災は、遺憾なくこの風潮を打破して、軍隊の威力を示し、陸海軍の実力を如何に絶大緊要のものたるかを国民の

 $^{^{42}}$ 陸軍省経理局「震災以降 東京 横浜 両市給水施設ノ概要」松尾『関東大震災政府陸海軍関係 史料 II 巻』662 頁。

⁴³ 松尾『関東大震災政府陸海軍関係史料 Ⅱ巻』760-761頁。

⁴⁴ 大日本雄辯會講談社編纂『大正大震災大火災』70頁。

脳裏に刻みつけるに十分であった。事実軍隊自身も正に戦時以上の大決心大努力を以って 事に臨んだかの観があった。本当に、大変災勃発後における軍隊の活動は、国民の信頼の 的であり、我ら等しく感謝して惜しかざる所である」との記述がある。軍隊なくして国難 を乗り切ることはできず、安易な兵員の削減や軍縮には再考が必要との趣旨である。

大正 12 年 10 月 28 日、東京朝日新聞社発行の『大震災全記』45の 15 頁に、見出しを「大混乱の渦中から震災の帝都を救うた目覚ましい陸海軍の大活動」として、冒頭に次の記述がある。「震災、第一日から二日、三日と東京地方は全く大混乱の渦に巻き込まれた。交通機関は、破壊されて、凡(すべ)ての糧食の途は、絶たれんとして、危機は刻々国民の上に迫って来た時に当たり、この未曾有の大震災を第1に各地方に報じ萬全救援を求むるの途を講じたのは、第1に海軍の無線通信であり、陸軍の鳩隊であり飛行機であった。また、糧食の輸送、配給、交通機関の復旧、警備、避難民の輸送等に向かって、最も迅速に且つ最も機宜に適した措置に出たのも海軍の第1、第2艦隊その他数十隻の軍艦及び陸軍の各種編団数万の兵であった。この点において、我々は、陸海軍の大活動を関東大震災史に記すべき総べての救援事業の最先に数えると同時に、これに対して、絶大の感謝を捧げねばならない。蓋し、時恰も内閣更迭に際した帝都の大混乱が僅かに半月に充たずして整理され、人心の安定を見るに至ったのも、これ、軍隊の力にまつものが多かったとさえ、言いうるからである」。

同 17 頁には、「保たれる秩序」の小見出しのあと、次の記述がある。「要するに今回の 大災に対し総べての官憲の処置と、一般民心とは、ピタリと合致して嘗て見ることのでき なかった総努力の姿を現したことは、この空前の大変事に際しても整然たる秩序を保ち得 た最大原因と云わねばならぬ。ここに特記するべきは、軍隊の活動で、殆ど昼夜兼行戦時 以上の労苦を惜しまなかった事は感謝するべきことである。」

陸軍省新聞班まとめの『世論概観』第 454 号 (9 月 23 日付け)には「兵隊ノ有難味」と題した『読売新聞』(9 月 23 日付け)の次の記事46があり、軍隊の活動がどのように見られていたのかが推察される。

「世人は、軍隊の能率ある組織的活動を真っ先に承認する。然し、之を以て反動主義、 軍国主義に対する譲歩と見なしてはいけない。軍隊が今日の如く一般国民の感謝に値する 奉仕的活動を執ったことは、何も軍国主義の攻撃と関係あるのに非ず、吾人は、軍隊の国 民化を期待する為に、その正当の軌道を失い、叉失おうとする行動及び弊害を非難したの である。そして、軍隊の働きが吾人の要求と符合したところに、軍隊に対する偽りなき感 謝が生まれ、認識が生れたのである」

^{45 『}アサヒグラフ特別号 大震災全記』(朝日新聞出版、2011年) 15頁。

⁴⁶ 松尾『関東大震災政府陸海軍関係史料 Ⅱ巻』801頁。

また、陸軍省発行の『世論概観』の第 475 号其 2 (11 月 7 日付) に「敢テ我軍人ノ反省 ヲ促ス」と題した『大阪今日新聞』(10 月 28 日付け) の次の内容の記事47があり、軍人の 活動を評価しつつ、宣伝不足について述べており、当時の軍人がいかに一般から見られて いたかが推察できる。

「而も今回の如き大震災に際する応急処置は全く軍人の力に依ったもので、一部の国民が寄生虫視した軍人は大震災に於ける最大功労者であった。よしんば、軍人が思想的に時代遅れであろうとも、軍人には他の者が真似られぬ思想的特長をもっている。彼らは国家的な強固の観念をもっている点に於いて、恐らく他の何者よりも優れたものである。吾人は軍人を攻撃する新しがり達にこの事を警告すると共に軍人一般が余りに宣伝政策に拙劣であるを嘆ずる」

なお、東京府は府知事名の感謝状を、関東大震災に際して糧食、救護品等の輸送、陸揚げ、罹災民の輸送、並びに震災地警備等の任に当たり、救護事務の執行上幾多の便益を与えた陸海軍艦船部隊長に対して、大正13年2月3日付けで出している48。このことからも、軍隊の活動は高く評価されていたことがわかる。

(2) 軍隊自身の評価

a 陸軍

9月2日に山本内閣の陸軍大臣に就任した田中義一陸軍大将は、18日に陸軍一般に対し 訓示49しており、軍隊自身の評価の一端を示している。訓示は、大地震発生後速やかに陸 軍諸部隊が出動し、警備及び救護に困苦欠乏に耐えつつ日夜寝食忘れての激務奮励を官民 が認め感謝していること、家を焼き肉親を失い本務を実行した者がいたら、それは、本当 に耐え難いことであること、また軍隊の本来の任務は戦闘ながら、平時、大災害に際し、警防救護の任務の遂行は軍民一体に必要不可欠な事項であり、各部隊がその本分を全うし 国民の信頼に応えていることを大臣として満足していること、さらに軍隊は官民から信頼 を得たが、警備や救護に限らずいかなる任務に就こうと謙虚な態度で懇切丁寧に民衆に接し、規律を重視、節制を守り、より国民の信頼を得るよう努力することとしている。

また、甘粕事件を受けて更迭された福田雅太郎陸軍大将の後を受け、9月18日に関東戒厳司令官に親補された前陸軍大臣の山梨半造陸軍大将は、10月10日付け「震災ト陸軍ノ

⁴⁷ 松尾『関東大震災政府陸海軍関係史料 Ⅱ巻』818-819頁。

⁴⁸ 東京府編纂『東京府大正震災誌 第3編』(東亜印刷、1925年) 14-15頁。

^{49 「}大震災に当り陸軍大臣の訓示」(防衛研究所戦史研究センター所蔵)。

活動状況」50と題した一文を残しており、軍隊における災害救援の位置づけがわかる。そ の「緒言」で、陸軍は警備のほか、救済の業務を実施したが、元来、糧食の配給、傷者の 救療、交通通信整理等は軍部本来の任務ではないこと、しかし、震災の為首都付近のあら ゆる諸機関が一時殆ど覆滅し、内外の連絡が遮断され、官公庁すら震災の被害激甚で敏速 な活動ができない当時の状況下、戦時の独力活動を基礎とした編成組織を有する軍隊によ る救済の実施が喫緊機宜の処置であったこと、軍部の救済は、全く一時的応急措置であり、 地方関係各機関復興に伴う速やかな移管が妥当とし、民心の安定秩序の回復に伴い逐次の 引き継ぎにより補給及び救療に関する業務の大部分は、9月末をもって陸軍の管掌を離れ、 工兵諸隊実施中の技術作業も遠からず中止予定である旨述べている。さらに「結言」では 発災後短期間で、警備並びに救恤の対処が整備され、民心が安定し、日々秩序回復の方向 は、軍民一致協力による自制沈着な対応の結果であり大変喜ばしいとしながら、軍職の立 場から将来への提言として、特に官公私各機関に対して組織の確立及び団体的訓練が一層 必要なこと、流言により混乱が生じ、公安を保持すべき官公庁が被害により職責の遂行が 不十分であったのは、組織及び団体訓練の欠如によるものであること、さらに宣伝自負で はないと断った上で、陸軍各機関の多くが、内外の交通連絡遮断と官公各機関の機能麻痺 の状況下、命を待たず出動して活動を開始し、本来の職責の警備のみならず一般官民に関 する応急救済の目的を概ね克く達し得たのは、全く有形無形上の組織及び訓練整備の賜と 信ずる旨述べている。最後に、戒厳司令官として、部下将卒が家庭の安否未確認のまま、 命令一下、直ちに出動し、日夜精励して警備及び救恤の任務を遂行し、国民の信頼に応え た労を多とし、特に妻子家族を失い或いは、家財を焼いて尚克く公安の為、その本務に尽 力した将卒に対しては、真に帝国軍人の模範として衷心より敬仰感謝の意を表する旨述べ ている。

また、9月22日付け「戒厳軍隊ノ任務ニ就テ」と題した関東戒厳司令部参謀談51の所見から、戒厳部隊実施の警備と救援の関係を見ることができる。所見は、戒厳部隊は一方では警備を厳にして秩序の安寧の回復に努力し、他方では官民各機関と協力して糧秣の補給、傷病者の救護、交通及び通信の整理等、あらゆる応急活動に最大限の努力したこと、これらの活動は、一見戒厳軍部隊の本来の任務外の様であるが、当時、この種の業務の成否如何は一般の治安に直接重大な関係があることは、識者周知の所であり、非常の時に際して任務を担当して全力を傾注して始めてよく未曾有の危機を救い得たとしている。

⁵⁰ 松尾『関東大震災政府陸海軍関係史料 I 巻』460-472 頁。

⁵¹ 松尾『関東大震災政府陸海軍関係史料 Ⅱ巻』753-754頁。

b 海軍

9月3日、横須賀及び三浦地区での戒厳司令官に任命された横須賀鎮守府司令長官の野間口大将が、23日、部下所轄長に訓示52しており、その内容から海軍部隊の活動の評価がわかる。訓示は、部下海軍部隊が、困苦欠乏に耐え、寝食を忘れて警備及び救護へ尽力したことに対して司令官として満足していること、応急対応が順調に進んで、官民から信頼を得たが、なお戒厳中であるので、各自相戒め、懇切丁寧に民衆に接し、規律を重視、節制を守り、信頼に背かないように努力すること、そして、上陸時の言行が海軍の威信に甚大な影響を及ぼすことから、部下指導に遺憾なきようにすることが必要と述べている。

(3) 軍隊が将来への参考(教訓)として認識していたこと

関東大震災において救援活動を行った陸軍は、その活動を通じて、将来への参考という位置づけで教訓的な内容を残している。陸軍震災救護委員補給部は臨時震災救護事務局、海軍、東京府市等と連繋を取り業務を実施し、市民を飢餓から救う働きをした。急遽編成され、平時何等の連繋と統率上関係ない人員と機関との集合部隊が、混乱雑沓の状況下で業務を開始し、約1月間に亘り不休により総額米61万俵、副食物32万梱の配給及び5万余俵の集積を達成した。それは上司適宜の指導、地方官憲の熱誠な援助、各配給部及び自動車隊の不眠不休の努力の賜としている。同様の災害に遭遇することは願わないが、将来戦場に於ける勤務への参考として、①業務系統、②物資の徴集、③揚陸、④停車場勤務、⑤交通通信、⑥自動車及び燃料、⑦倉庫業務、⑧配給業務、⑨警備、⑩人夫・車馬の雇傭、⑪連繋、⑫配給上より見たる罹災民について意見・提言を残している53。様々な問題点があったことを率直に記述し、改善のための方向性について具体的に述べており、陸軍が、現状と課題をいかに見ていたかがわかり、現代にも通ずる普遍的事項も含まれている。

業務系統については、臨時震災救護事務局の統制下、その指示及び府市の要求に基づき 陸軍は輸送を実施したが、事務局、海軍、陸軍、府市相互に権限と責任の圏内で活動する のみであった。府市要求が迅速に事務局へ到達せず、事務局の指示が迅速に配給部に至ら ず、配給部は明日の揚陸及び停車場に届く物資が予知できず、僅かに会報により、府市の 要求を知り、逐次の輸送に止まり、整然とした配給の計画準備ができず徒労甚だしく、業 務の敏活を害する恐れがあったが、協調と独断により辛うじて事なきを得た。上下の連絡 不足、発令者の末端状況の未掌握、受令者の上司意図の不明察が原因ではあるが、その根 本は業務系統の一貫性の欠如であり、揚陸、却下配給の業務を事務局もしくは陸軍が一手

⁵² 松尾『関東大震災政府陸海軍関係史料 Ⅲ巻』203頁。

⁵³ 松尾『関東大震災政府陸海軍関係史料 Ⅱ巻』588-596頁。

にまとめ、計画実施していたならば、なお、円滑迅速に進捗したであろうとしている。

物資の徴集については、政府の命令や地方の独断により、発災後間もなく 80 隻の艦船、20数万トンの物資が一時的に芝浦沖に集中したが、揚陸可能量が 1 日に5,000 トン程度で、約 10 日間は揚陸できず、船中で既に腐敗、揚陸後も倉庫が無く、粗雑な野積みは雨覆不足により雨露に濡れ市民に届かず腐敗し、徒に天下の同情を水泡にしたと非難囂々であった。度々の命令とバラバラの発送で揚陸及び配給に種々問題が生じたため、統一し一途の命令により行い、その品種、数量、輸送の順序はよく緩急要否を考慮し適応することが必要としている。東京の需要量と揚陸能力を考慮しての輸送統制、受領宛名が事務局、内務省、東京府、東京市、陸軍省、赤十字社等、種々雑多で、配給がより繁雑となったため、危急の際は事務局のみを宛名とし、宛名に制約されない自由な流用、物資発送の際の確実な梱包、受領者名の記入による授受の明確化、輸送順序(白米、缶詰、野菜、衣服材料等)及び船積の配慮(急を要する物を上)が必要としている。

揚陸については、配給との連繋、陸海軍の連繋、揚陸場における迅速な大倉庫の建設、下敷き改善による滞貨の腐敗防止が必要とし、揚力困難の主因は芝浦港湾自体であり、横浜のような良港が使用不可状態を想定して、水上から一挙に東京を給養可能な港湾施設が必要であり、また、隅田川河口付近の適地確保による少なくとも 5,000 トン級 2、3 隻を接岸可能な港湾の設備が東京の自給自足上、喫緊の事としている。

停車場勤務については、配給部が当初、配給よりも寧ろ停車場の整理に忙殺されたため、停車場司令部に準ずる機関を設け、乗客の整理、貨車の調査、区分、授受、輸送等の処理、迅速な予報により配給部の計画に資し、停車場の整理、警戒をさせ、配給部は専ら兵站司令部の業務担任が必要としている。1日1,000トンの貨物を処理すべき停車場に配給部を、4kmに2カ所の分配所を設け、停車場付近において一分配所を設置するべきとしている。

交通通信については、鉄道網は、一時の全機能喪失防止のため、首都の中心を回る環状線及びこれに注ぐ放射線による連絡及び端末停車場の適当な分散配置が必要であり、市民の往来が輸送能力を甚だしく低減したため、交通路は馬車道と人道の区別や整理により更に輸送が迅速容易可能であること、通信は横浜のような遠隔区間の電話通信は殆ど使用できず、無線電信は各省身勝手な乱打により、微弱な小無線電信による通信は全く用をなさず、事務局の統制が必要であること、鳩通信は、横浜一東京間 30 分乃至 40 分の短時間で確実に連絡でき、将来に備え、鳩通信所の全国適所への配置、平時補助通信に用い訓練が必要であり、今回、静岡、松本、水戸付近に東京の状況を鳩で通信できたならば、首都の実情を速やかに全国に知らせることができたとしている。

自動車及び燃料については、快速と積載力が自動車の生命であり、命令の伝達、輸送品の集積却下地の設備、積載却下人員の配給等、多数自動車の同時かつ速やかな積載却下に

より時間の節約が必要であること、配給管区の関係上、輸送距離は極小ながら、往路と帰 路の区別、動物、軽重、その他一般低速度車両の区分、一般歩行者及び破壊された付属物 の迅速な整理による速度の妨害の除去、特に放置道路の補修作業が輸送能率と機能に重大 な影響を与えるため、不断の励行が自動車資源の貧弱な我が国において必要なこと。各国 の様々な型式の車を競い輸入する中、陸軍雇用の車も極めて多種多様で、軽易な破損も修 理部品の融通が困難な結果、多大な時間と労力を要したため、戦時の補給並びに平時の経 済的使用の観点から、型式の統一は極めて緊要なこと。自動車隊は、命令の伝達、諸材料 及び兵員の輸送、重要書類及び患者の転送、糧水の徴集、輸送、配給を担任し、臨時編成 の材料廠は6百輛以上の破損車を修理する等、交通及び輸送主要機関として使命を果たし たことから、戦時動員を予期しその増設の必要性を痛感したこと。列国と比較し自動車保 有量僅か1万台であるが、その原因は一般科学知識や自動車に対する理解不足、粗悪な道 路、輸入税を含む自動車税の高率、燃料等の貧弱、自動車制作技術の拙劣及び旧来の因習 等であり、それらの排除と自動車利用範囲の拡大奨励を切望すること。今や石油は国防、 産業、生活上必要不可欠ながら、我が国産出量が僅か約30万トンで輸入は年々増大傾向 にあり、一旦有事の際は輸入途絶に直面、産業は頓挫し国防は忽ち危地に陥る危惧がある ことから、石油資源地の獲得に努めるとともに、少なくとも所要年時を維持可能な量を貯 蔵する施設、国家財政上許容できずとも、少なくとも陸海軍協同若しくは別個に動員所要 量の貯蔵が緊要としている。

倉庫業務については、芝浦は各停車場共に輸送量が東京府市の需要量を遙かに越えたため、滞貨山積み、都下近郊倉庫は焼尽して、急造建設も9月下旬となり、その結果貴重な物資が腐敗したため、首都に注流する重要停車場(品川、田端、新宿及び亀戸等)への大倉庫や交通要衝地への地下倉庫の設置、防火設備による物資の消尽防止、事変の際の避難所としての利用による輸送物資の遅滞ない格納が必要としている。

配給業務については、配給部は府市の要求に基づき、その要求量を超えて各配給所に交付したため不公平の声があり、分配所での処置を困難にしたため、給養人員と到着物資の状況の明確化、物資及び動力をすべて一貫した統制下に置き、かつ適宜の状況視察により、補給部が自ら配給部を指導し緩急に応ずることが円滑かつ迅速な配給において必要としている。

警備については、物資の警備及び輸送間警戒を補給部が行い、各配給部で所用兵力を当該地守備隊長と協議し受けたが、交渉は容易でなく、時に輸送兵力に支障が出た。補給部が戒厳司令部下の間は、戒厳司令官の命令による兵力の配給部への配属、陸軍省移管後は所要に応じ配属を受け、補給部による警備区処が必要としている。

人夫、車馬の雇傭については、当初人夫の徴傭困難な状況において、一率日給制採用が

著しく能率を低下させ、後に運搬人夫に度数性を採り、かつ専門人夫との間に差を付けて、 統一した団体に移管したため、大いに能率が増進した。車馬の雇傭も同様であり、賃金の 速やかな統一による争奪の弊害の回避が必要としている。

連携については、権限のみの主張、実務遂行の渋滞、自ら進んで連繋する着意や難局に 対応する気魄の欠乏、協議また協議による時間の空費、責任の転嫁により、重大な時機に 際し事務の渋滞が発生したため、その階級及び地位に関わらず、特に責任観念の自覚が必 要としている。

配給上より見たる罹災民については、集積地の物資を窺い、食糧が届かないと直ぐ不平を言う罹災民が散見されたが、政府や役所に依存する気質が主因であり、自治の精神の理解、府市当事者との積極的連繋による調査不足の補完、分配業務への援助等があれば、相互に資する面は大きく、一見小事に属するが、我国民の教養上大いに留意するべきとしている。

おわりに

関東大震災は、近代日本で、首都圏に壊滅的な被害を与えた唯一の大規模災害であった。時代は第1次世界大戦が終結し世界的に軍縮が大勢となり、ワシントン軍縮条約が締結され、国内では震災の前年からいわゆる山梨軍縮が実施された正に、軍隊の存在意義が問われていた時期でもあった。軍隊は、この未曾有の国難に対して陸軍は約5万人、海軍は艦艇150隻、地上部隊を含め約3万7千人の態勢で、陸軍は特別大演習及び師団対抗演習を、海軍は大演習を中止して、警備並びに災害救援に尽力した。海軍は艦艇の輸送力、動員力、電信という技術力を、陸軍は航空隊による機動力、工兵隊、電信連隊、鉄道連隊等による技術力をはじめ、もてる力を最大限に発揮した。軍隊は関東大震災以前にも、地震、津波、大火、火山噴火、洪水等の災害に際して災害救援を実施し、1910年(明治33年)の衛戍条例の改正により、災害救援は制度としては確立していたが、本来任務ではなく国内警備の一環であり、社会的活動として位置づけられていた。しかし、通信及び交通が一時的に完全に途絶し、多くの官公庁や地方官憲が被害で機能発揮できない状況下、軍隊は自身甚大な被害を受けつつも本来戦闘を目的とした組織ながら、唯一自己完結性をもち継続的に活動できる組織として必然的に活躍が希求され、その自覚をもって活動をした。

一方、軍隊にとって、災害救援は非常の事態におけるやむを得ない緊急の活動であり、 長期間の活動は日頃の軍事訓練に支障をきたすとの認識の下、民心が安定し所掌官庁や地 方官憲の機能回復次第、なるべく速やかに、活動を移管し撤収するべきとの基本的な態度 で臨んでいた。活動期間は、発災後の出動から全部隊の完全な原隊復帰まで、陸軍は約2 ヶ月半、海軍は約2ヶ月で、甚大な被害状況に比較して短期間で終了しているとの感がある。

軍隊は、政府・府県市が挙って災害救援に当たるために組織された臨時震災救護事務局の統制の下に、陸軍は、関東戒厳司令部、続いて陸軍臨時震災救護委員、海軍は、海軍震災救護委員会により調整及び対応に当たり、地方官憲との連繋をとりつつ活動を実施した。特に相互の連携は、首都圏への地方からの救援物資の輸送経路が首都周辺の鉄道が途絶した状況下、主に海路となり、揚陸地となった芝浦で図られた。東京湾には救援物資を積載し多数の艦船が集結したが、当初その揚陸と配給には手間取り、9月の残暑期と相まって多くの食糧品が揚陸前に既に腐敗、揚陸後も救援物資は雨晒しになり、各地からの厚意も無になる状況を呈した。そのため、臨時震災救護事務局は配給の全般統制、海軍は水線までの揚陸、陸軍は水線よりの揚陸及び各配給部より府市の食料交付地に至る輸送及び警戒を、府市当局は直接配給を担任することを協定し実施した。役割分担の明確化、相互の連携を図りながら活動により、鉄道の復旧と相まって、試行錯誤の状況があったが、配給は次第に円滑に実施されるようになっていった。

関東大震災での軍隊の対応は、治安維持のための警備と災害救援が車の両輪のように機能していたと言えよう。発災後、通信及び交通が一時的に完全に途絶する中、多くの民衆は住居を失い、食料や水を求めて飢餓状態となり、民心の動揺大きく、流言蜚語の拡大により騒乱状況の発生等、事態は厳しい状況へと推移してゆく。軍隊が出動し、警備に当たったことにより騒乱はおさまり、また、救援物資の到着により民衆は飢餓状態を脱し、民心は安定する。警備と救援の同時並行的な実施により、車の両輪のように機能し、緊迫した事態が比較的早期におさまっていった面があると考える。

関東大震災において、陸軍及び海軍の行った救援活動は、当時の報道や、東京府が、救援活動に活躍した陸海軍関係部隊長に対し感謝状を出していることからわかるように、世間一般から高く評価されていたと言えよう。軍縮の潮流のなか、軍隊の存在意義が問われていた情勢にあって、軍隊の重要性が再認識される契機となったものと考えられる。しかし内務省発行の『大震災志外編』には、陸軍の活動や在郷軍人会の活躍等につき、賞賛と同時に、結びで、「唯、陸軍部内に於いて、所謂甘粕事件なるものが惹起したことは、洵(まこと)に遺憾至極であった。」とある54。また、陸軍省新聞班編集の『世論概観』の第460号(9月29日付)所収の『読売新聞』の記事55には、「大災以来我が陸軍の活動は国民の感謝を受け吾人は、軍隊と民衆との融和の為心から之を喜び祝していた、然るに甘粕事件はその陸軍の信用名誉に根本的打撃を与えた」とあり、折角の軍隊に

⁵⁴ 内務省社会局編『大正震災志 下』193頁。

⁵⁵ 松尾『関東大震災政府陸海軍関係史料 Ⅱ巻』806頁。

対する信頼や評価が、甘粕事件により、大きく影響を受けたことが察せられる。軍隊自身は、陸軍大臣の訓示 (9月18日付) や横須賀鎮守府司令長官の訓示 (9月23日付)からわかるように、応急対応が順調に進み、官民から信頼を得たことを自己評価しつつ、加えて、謙虚な態度で国民に接し、規律を重視し節制を守ることにより、国民の信頼に背かないようにすることを強調している。これらの訓示は、部隊士気の高揚とともに、甘粕事件を踏まえ、国民からの信頼を得ることにいかに軍隊が留意していたかを示している。

関東大震災において、救援活動を行った陸軍は、その活動を通じて、将来への参考として、教訓的事項を残している。同様の災害への対応とともに将来戦場における勤務の参考とするべく、様々な課題があったことを率直に記述し、その解決や改善のための方向性について具体的に述べている。業務系統の一貫性、役割分担の明確化、輸送統制、港湾の整備、通信統制、所要年時維持可能な石油貯蔵施設の建設、防火設備をもった大倉庫の建設、物資及び動力の統制、物資の警備、国家機関に奉仕する者としての責任観念の自覚、罹災市民との連繋等、現代にも通ずる普遍的事項が含まれている。

1924年 (大正 13年) 9月1日、陸軍大臣の宇垣一成は、「震災1周年ニ際シ訓示ス」 として次の様に述べている⁵⁶。

「震災後1年経ち、漸く復興が緒に就いたが、震災時に緊張していた国民の意識は既に緩んで贅沢に趨り、国内外の形勢が次第に劣勢になり、復興には長期間を要すると見込でいる。この難局に際し、適切に対処し、国民発展の礎を築き、国家の隆盛を期すには、精神的復興しかない。当時、陸軍部隊が厳しい活動環境下で警備及び救護の大役を果たしたことは、1年後も広く感謝されているが、情勢の変化により、陸軍の責務が益々重大になっていることを自覚し、心身の強さと不撓不屈の努力により、精神的復興の先駆けと成って、国家の発展に貢献するように望む」

(防衛研究所戦史研究センター国際紛争史研究室主任研究官)

-

⁵⁶ 陸軍省編纂『自明治 37 年至大正 15 年陸軍省沿革史』 240 頁。